

令和元年度第6回宮城県民間資金等活用事業検討委員会 議事録

1 日 時 令和2年3月5日(木)午後5時～7時30分

2 場 所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席委員 7名(欠席3名:佐々木雅康委員, 田邊信之委員, 滝沢智臨時委員)

4 出席者(敬称略)

(委員長)

増田 聡 東北大学大学院経済学研究科教授

(副委員長)

今西 肇 東北工業大学名誉教授

(委員)

江口 哲郎 宮城県総務部長

大泉 裕一 公認会計士・税理士

(臨時委員)

<下水道分野>

大村 達夫 東北大学未来科学技術共同研究センター教授

<水道分野>

佐藤 裕弥 早稲田大学研究院准教授

早稲田大学総合研究機構水循環システム研究所主任研究員

<上下水道分野>

佐野 大輔 東北大学大学院環境科学研究科准教授

(事務局)

田代 浩次 企業局水道経営課 課長

大沼 伸 同 技術副参事兼課長補佐(総括担当)

内海 章博 同 課長補佐(総括担当)

千葉 隆史 同 技術補佐(総括担当)

臼井 徹 同 技術補佐(総括担当)

稲村 武彦 同 技術主幹(水道経営改革推進班長)

佐藤 正俊 同 主任主査(副班長)

二藤部 賢司 同 主任主査

永田 亮 同 主任主査

柳田 健斗 同 主事

高島 弘明 同 技師

佐藤 洋生 総務部行政経営推進課 参事兼課長
槻田 典彦 同 副参事兼課長補佐(総括担当)
籀野 一浩 同 課長補佐(行政経営システム班長)

(事業アドバイザー)

若月 彦希 有限責任あずさ監査法人 マネジャー
富田 大資 同 アシスタントマネジャー

【1. 開会】

●司会 (行政経営推進課 籀野班長)

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中御出席いただきありがとうございます。

今年から令和元年度第6回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を開催いたします。

始めに、会議の成立について御報告させていただきます。本委員会は、10名の委員で構成されておりますが、本日7名の委員に御出席いただいております。過半数の委員が出席しておりますので、民間資金等活用事業検討委員会条例の規定により、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、佐々木委員、田邊委員、滝沢臨時委員におかれましては、本日御都合により御欠席となっております。また、本委員会につきましては、情報公開条例に基づきまして、平成30年度第1回委員会において、第2回目以降の会議は、非公開とすることを決定しております。

それでは、開会にあたりまして、増田委員長から御挨拶を頂戴したいと思います。増田委員長、よろしく申し上げます。

●増田委員長

夕方の遅い時間でスタートになってしまいましたが、積み残した課題もありますので、今日は皆さんと詰めの議論をしていきたいと思っております。

前回もお話したとおり、基本的にはどういう事業者がこの3事業一体を行うのが望ましいのかということを決めていくという基本的なスタンスから、本日も優先交渉権者の選定とか、契約書のあり方とか、そういったことについて、皆さんと議論していきたいと思っております。

特に前回の委員会の時に、いくつか積み残しになった検討事項がございますので、その各点を詰めながら、今回は合意に達するような方向で進めていきたいと思っておりますので、是非御協力のほどよろしくお願いいたします。

皆さんマスクをして、なかなか聴き取りづらいと思っておりますから、マイクでお話しいただければと思います。よろしく申し上げます。

●司会 (行政経営推進課 籀野班長)

それでは、これから議事に入りますが、本日の委員会の議事は非公開で審議されることとなっておりますので、報道機関の方々は、ここで御退出をお願いします。

(報道機関、退出)

それでは、これからの議事進行につきましては、増田委員長にお願いいたします。
増田委員長よろしくお願いいたします。

【2. 議事】

●増田委員長

それでは、会議を始めたいと思います。事務局から進め方について説明願います。

●行政経営推進課 佐藤課長

それでは事務局から御説明をさせていただきます。

配布資料につきましては、次第2枚目の裏面に記載のとおりでございます。事前説明の時にもお渡ししている資料もございますけども、御意見を踏まえて修正した箇所もございますので、今日お配りしている資料を用いて御説明をさせていただきたいと思います。

資料の不足等ありましたら、事務局にお申し出をお願いいたします。

それでは、右上に参考資料と書いております「会議の非公開について（情報公開条例）」を御覧ください。本委員会では第1回目の会議において、第2回以降の会議を非公開とすることについて決定されておりますが、本日の会議を非公開とする理由につきましては、これまでの委員会と同様となっておりますので、説明は省略させていただきたいと思います。

その次の資料、これも右上に参考資料と書いてございます。みやぎ型管理運営方式と宮城県民間資金等活用事業検討委員会の今後のスケジュールでございます。

上の表に記載のとおり、本日の今年度第6回目の委員会で御承認をいただければ、PFI法第7条の規定による特定事業の選定について、3月10日に委員会として、県に答申を行うということを想定してございます。その後、県におきましては、3月11日に特定事業の選定について公表を行い、13日に募集要項等を公表して、事業者の募集を開始するというので、スケジュールを想定してございます。

参考資料の1枚目裏面と2枚目のコンセッション事業開始までの主な手続きについて、これまでと同様資料をお付けしておりますので、委員会審議の中で御参照いただければと思います。

続きまして、本日の委員会の進め方ですが、本日は、前回の委員会でいただいた意見を踏まえた対応につきまして、事務局から一旦全ての事項を御説明させていただきます。その後、項目別に御質問、御意見を頂戴することにしたいと考えております。

なお、特定事業の選定につきましては、他の項目と関連する内容も含んでおりますので、他の項目の審議が終わってから最後に委員会としての答申内容を再確認させていただきたいと思っております。また、本日の委員会では、委員会の運営に関する事項として、(5)その他ということで、議事録の公開についてもお諮りしたいと考えてございます。

本日の委員会の進め方等については以上でございます。

●増田委員長

進行については、特に御意見等ございませんか。〈意見等なし〉

それでは、個々の議事に入っていきたいと思います。前回の委員会での検討事項をリストアップされた資料があるかと思っておりますので、それぞれの資料に従って説明をお願いします。

『議事（１）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る募集要項（案）及び優先交渉権者選定基準（案）について』

『議事（２）宮城県上工下水一体官民連携事業（みやぎ型管理運営方式）に係る基本協定書（案）及び実施契約書（案）について』

『議事（３）宮城県上工下水一体官民連携事業（みやぎ型管理運営方式）に係る要求水準書（案）及びモニタリング基本計画書（案）について』

●行政経営推進課 佐藤課長

それでは、資料１を御覧ください。「第５回 P F I 検討委員会を踏まえた対応について」という資料になります。この資料で、前回の第５回目の委員会で皆様からいただいた御意見、それから対応方針をまとめてございます。

１ページでございます。前回の委員会では、事業者選定に係る応募者と委員との利害関係をどのように確認するかについて御説明をいたしました。資料のとおり利害関係の判断基準「①委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。」の参考例の一つ「委員本人が所有または株式の過半数を保有している企業が応募者である場合」については、株式の過半数だとかなり多いので、数値の再検討をする必要がある、或いは、株式の保有割合については、関連会社基準を参考にしてはどうか、或いは、文部科学省の利害関係者の範囲例との考え方の違いを整理する必要があるといった御意見をいただきましたので、事務局の方で再検討をさせていただきました。

資料の２を御覧ください。利害関係の確認の修正案についてというタイトルになっております。

判断基準の「①委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。」については、応募者の意思決定に重要な影響を及ぼすことができるもの、いわゆる応募者に対して支配力を有するものが事業者選定に参加することは好ましくないという観点から設けた基準であるということを踏まえまして、「株式の過半数を保有」というところを、会社経営の根本に関わる議案についての特別決議の阻止が可能な「議決権の３分の１超を所有」という形に修正したいと考えてございます。

特別決議については、１ページの一番下の米印（※）に記載をしておりますが、これは会社法に規定されている事項でございまして、３分の１超の議決権を所有していれば、特別決議の阻止が可能であり、会社の意思決定に重要な影響を及ぼす、すなわち支配力を有する根拠として適当ではないかと考えてございます。

本日御欠席ですが、田邊委員からもこの会社法を根拠とした規定は適切ではないだろうかということで、御見解をいただいているところでございます。

続きまして２ページ目の上段を御覧ください。文部科学省の利害関係者の範囲例との考え方の違いについて整理をしております。まず新株予約権につきましては、文部科学省ですと株式又は新株予約権を保有しているだけで、利害関係に該当するという形で作られておりますけれども、新株予約権については、株式の交付を受けることができる権利でありますので、所有しているだけでは応募者の意思決定に重要な影響を及ぼす、いわゆる支配力を有するということではできないと考えておりまして、判断基準①の支配的な地位には該当しないものというふうに考えております。また、文部科学省の利害関係者の審査基準では、審査員は事前に応募者を把握した上で、委員本人が利害関係を申告するのに対して、今回御審議いただいている本件につきましては、委員の皆さんは応募者情報が非開示の状態に当たっていただくということを前提としておりますので、委員は意図的に自身が株式又は新株予約権を保有している企業を優先交渉権者として選定することはできない仕組みになっておりますので、株式や新株予約権を保有

しているだけでは、利害関係には該当しないと考えてございます。

続きまして、その下の2事務局で再度検討し、修正した項目について御説明をいたします。

利害関係の判断基準については、3ページに前回の委員会の案、4ページに修正案を記載しております。見開きで見比べながら御覧いただければと思います。

まず、表題部分ですが、利害関係の判断を行うためには、応募者及び委員の双方に事情を聞き取りしなければ、判断が難しいところがございます。このため、「利害関係の判断基準」というタイトルを「利害関係の考え方」に修正したところでございます。

利害関係の考え方についても、下に記載の①から④のいずれの場合も、公正な評価を妨げる事情があると認められる場合に利害関係に該当するという内容に修正しております。前回お示しした案ですと、①から④の後ろの方に、「公正な評価を妨げる事情があると認められること」などと記載しておりますが、一番上の本文のところに、「次のいずれかの事実があり、かつ公正な評価を妨げる事情があると認められることをいう。」と記載し、①から④全体に掛かるよう修正したということでございます。

5ページ、6ページをお開きください。利害関係の参考例でございます。これも5ページに前回の委員会でお示しした案、6ページに修正案を記載してございます。前回の委員会資料では、①から③までの記載の下に、「参考例」と単に記載しておりましたが、修正案では、①については「支配力を有する地位の参考例」、②については「経済的関係の参考例」、③については「強い関係性の参考例」ということで、何の参考例か明確にする修正をいたしております。それから、これはあくまでも例示でございますので、それぞれ参考例の文末に「など」を加えてございます。

あくまでも、ここに記しているのは参考例でございますので、それ以外のケースも当然考えられるわけですが、それらを全部記載することは無理でございますので、そういったことも考慮して、6ページ一番下のところに、「応募者からの申出内容に基づき、その状況や程度等を考慮し、公正な評価を妨げる事情に該当するか否かについて、宮城県民間資金等活用事業検討委員会において判断を行うこととします。」という形で明記してございます。

実際に委員会で判断を行うことになる場合は、事務局において事実関係を確認した結果及び事実関係を踏まえた判断の案について、その論拠を含めて御説明申し上げて、委員会で御審議いただくということを想定しております。

7ページを御覧ください。利害関係に関する申出書の提出についてでございます。この申出書につきましては、コンソーシアムを結成する場合については、コンソーシアムを構成する個々の企業が直接県に提出することとし、その旨募集要項にも記載する予定でございます。この申出書には、委員の個人情報や企業の機密に関わる情報が記載される可能性があることから、コンソーシアム内の企業間で情報共有することは、個人情報保護等の観点から好ましくないと考えたところでございます。また、申出書は、あくまでも委員による公正な評価を妨げる事情があるか否かを判断するための書類でございます。コンソーシアムを構成する1企業が委員との間で利害関係が認められた場合であっても、コンソーシアムからの応募自体を無効にするなど、コンソーシアムを構成する他の企業への影響は生じないことから、申出書の内容をコンソーシアム内の他企業と情報共有する必要はなく、個々の企業から直接県へ提出させることとしたいと考えております。

次のページには、応募者が提出する申立書の様式を付けてございます。これまで御説明した事項を網羅して記載してございまして、募集要項の様式集に記載要領を添付の上、掲載したいというふうに考えております。利害関係については以上でございます。

続きまして、企業局から説明を申し上げます。

●水道経営課 田代課長

資料1を御覧ください。「第5回PFI検討委員会を踏まえた対応について」という資料になります。

2ページ目から説明させていただきます。こちらは、前回の委員会で書面でいただいた御質問についての回答でございます。

まず、募集要項(案)についてということで、4番、運営権者提案上限額の設定については、聞き取り結果を踏まえて設定するわけですが、県の事務局やアドバイザーが独自に行った調査や試算といった根拠はないのかという御質問でございます。これにつきましては、聞き取り結果を参考にして、県の判断として上限額を設定しているという考え方でございます。

5番、外為法への対応についてということで、事例を5ケース設定してございますが、想定される事象は例示以外にはないのかという御質問でございました。こちらにつきましては、我々としては他にはないだろうと考えてございます。

6番、参加資格要件において、既存オペレーターに誓約書を提出させるわけですが、これについて効果はあるのかという御質問でございます。こちらにつきましては、既存オペレーターには競争的対話等で応募者からの質問について回答を求めることとしてございます。これは先行事例等を踏まえた対応ですが、協力が義務となりますので効果はあると考えてございます。

3ページです。こちら募集要項(案)に関する御意見です。まず、7番の利害関係の届出の関係ですが、対象や範囲をできる限り明確にする必要がある。また、接触禁止の期間についてはどのように想定しているのかという御質問でございました。

前回の委員会でもお示ししておりますが、先ほど行政経営推進課から説明いたしましたとおり、本日の委員会でさらに具体的な内容をお示ししてございます。期間につきましては、第一次審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間と考えてございます。

次は、8番、応募の無効に関してです。県の許可なく委員に接触した場合ということですが、許可基準が整理されているのかという話と、本業務等の「等」の範囲についての御質問でございます。県の許可につきましては、具体的に基準を想定するのはなかなか難しいところもありますので、個別に判断させていただきたいと考えてございます。本業務等の「等」につきましては、回答欄の下から3行目の括弧書きに書いてございますが、実施契約や要求水準等で定義しているとおり、市町の要請に応じた第二受水テレメータ室の修繕・改築等が該当します。運営権の設定ができない、県の施設ではないもので、義務事業的に扱われる事業を「等」として扱っているところでございます。

4ページから7ページまでは、前回の検討委員会で一番御議論いただいた優先交渉権者選定基準(案)について記載してございます。こちらにつきましては、後程別の資料で御説明させていただきますので、一旦8ページに飛んでいただければと思います。

こちらは、基本協定書(案)・実施契約書(案)についてでございます。一番上の23番ですが、まず基本協定書第4条で、一時的にでも債務超過になることを許容することの合意を取る必要があるという御指摘でございました。対応方針の2行目の後段からですが、例えば借入れが多い応募者がいる場合など、資金調達方法次第では、事業開始から利用料金収入が入るまでの期間については、一時的に債務超過になり得るだろうと思いますが、そのような場合でも利用料金収入を得た段階で債務超過は解消されるだろうと、我々としては考えているということでございます。

二つ目の24番についてですが、実施契約書第27条で加入する保険ですが、義務付けしないのに中身を県が確認するというのは、少しわかりづらいという御指摘でした。これにつきましては、県による承認事項ではないことから、「県に通知」という文言に修正させていただいてございます。

三つ目の25番につきましては、特許権等の知的財産の取り扱いでございます。事業期間20年の後半に新しい技術が出てきた場合、我々としては無償かつ無期限に使わせていただきたいという書き方をしたのですが、この形ですとなかなか新しい技術を導入するのが難しいのではないかと御指摘ございました。こちらにつきましても我々の方で議論させていただきましたが、県が使用出来なくなることは避けたいと考えてございますので、実施契約の修正を行わないで進めさせていただきたいと考えているところでございます。

9ページ、要求水準書（案）になります。

一番上の26番ですけれども、財務管理のところ、キャッシュフロー計算書は四半期ごとに要求するのかという御指摘ございました。こちらにつきましては、我々の事業につきましては、上下水道の顧客は市町村であり、工業用水道事業の顧客は大企業でございますので、キャッシュフロー計算書の重要性を考えますと、貸倒れリスクはかなり低いということから、キャッシュフロー計算書につきましては、1年ごとに出していただこうと考えてございます。

二つ目の27番ですけれども、危機管理の対応の中で、災害復旧制度の対象になるかどうか確定するまでの責任の所在はどこかという御質問でございました。こちらにつきましては、運営権者は応急措置の初動対応は行います。ただし、その間の費用の負担につきましては、県と運営権者で協議するという事になってございます。こちらに記載しておりませんが、さらにリスク分担の中で、災害復旧に該当するような被災があった場合につきましては、あくまで県が負担するとしております。逆にそれを下回るような小規模なものについては運営権者が負担するという、そういったリスク分担になってございます。

三つ目の28番は情報公開です。要求水準書（案）の別紙2の表の「情報公開の対象」欄にバツ（×）がついているものについては、情報公開請求があっても非開示なのかという御質問でございました。こちらにつきましては、あくまで非開示ということではなくて、「運営権者自らによる情報公開を求める書類」という文言に修正させていただきました。さらに、この書類につきましては、全て県に報告されますので、情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。開示の請求があれば、個人情報等を除きまして開示できるということになります。

10ページになります。こちらも要求水準書（案）についての御質問でございます。一つ目の29番については、委託等に関する事項として、土地等の貸付について検討中の項目はどうなるのかという御質問がございました。土地等の貸付につきましては、どうしても国庫補助金の関係もございまして、個別の対応になりますという回答になります。

二つ目の30番ですが、県民等とのコミュニケーションに関する事項は、広報・見学・苦情対応以外の内容は考えられないのかという御質問でございます。それ以外の部分につきましては、提案があれば当然評価していただきたいと考えているところでございます。

三つ目の31番です。水質検査及び水質試験について、流入水管理など、県と運営権者の関係はこれで十分なのかという御質問でございます。我々としたしましては、現行体制を基とした規定でございます。十分な内容と考えてございました。しかしながら、それ以上の提案があれば評価していただきたいと考えているところでございます。

一番下の32番ですが、業務継続計画書、BCPの作成について、想定すべき事象の範囲は十分かという御指摘ございました。これにつきましては、過去の実績や先行事例を踏まえて検討したものでございます。網羅できていると考えてございますが、想定外も含めまして、「等」という言葉としてございます。

11ページになります。モニタリング基本計画書（案）における（仮称）経営審査委員会について、委員会の規定として、これで十分なのかという御指摘ございました。現段階では、基本的な役割について

規定させていただきました。令和3年度に運営権設定の議案を提案する段階までに、詳細な検討を行いまして、県の附属機関についての条例案を提案する予定としてございます。

12, 13ページは、要求水準書（案）について、事務局で修正した事項でございます。

要求水準書の中で、12ページの一番上の項目の修正前の欄を見ていただきたいのですが、6行目の二つ目のポツ（・）のところですが、「運営権者が実施する水質試験は、県が公表している水質検査計画の項目、頻度、分析方法及び精度管理と同等以上とすること」ということで、仕様発注的な記載をしてございました。ここにつきましては、みやぎ型管理運営方式では、基本的に性能発注を前提としておりますので、左側の修正後の欄では、水質管理計画では、水質管理及び水質試験に関する事項等を示したものであり、県が公表している水質検査計画を参考に作成し、これと同等以上の計画とすることということで、性能発注にふさわしい文言に修正させていただきました。

そのほか12, 13ページに書いてございますのは、性能発注ということを前提にした文言に修正したというところでございます。

続きまして、資料3-1の募集要項（案）を御覧ください。

1ページをお開き願います。運営権者提案上限額の算定についてです。前回の委員会の段階では、運営権対価一括金を考慮しておりませんでした。今回この部分を修正したものでございます。また、運営権対価一括金につきましては、事業開始当初に一括でいただくということで、割引率4%を加味してございます。これは修正ということで御理解願います。

2ページ目です。残存価値相当額の支払時期に関する取扱いになります。上から2行目のところに赤字で書いてございますが、運営権者の投資した資産の残存価値につきましては、事業期間終了後の支払いを前提としてございました。3ページ目の左側のグラフを御覧ください。下の棒グラフが運営権者支出と書いてございます。このような形で運営権者は投資していくわけですが、基本的な事業スキームとしては、青色の斜線の部分の残存価値相当額について、緑色の棒グラフで示しているように事業期間終了後に県から運営権者へ支払いするという想定でございました。

この緑色の棒グラフは大体100億円位になるだろうと、我々としては考えているところでございます。こちらにつきましては、マーケットサウンディングで、本事業への応募を検討されております企業から意見を伺ったところ、こういった形ではない方向で考えていただけないかという御要望を頂戴しました。

2ページに戻っていただきまして、二つ目のポツ（・）のところですが、この方式ですと、運営権者は事業期間を通じて短期に多額の借入れにより資金を確保する必要があり、そうしますと、出資規模や資金調達方法、つまり借入れが主体となるグループにとっては、なかなか本事業への参画が困難な場合が予想されるということがございます。三つ目のポツ（・）ですが、我々としては、資金調達方法につきましては確実性があればいいだろうと考えてございますので、広く応募者を募り競争性を高める観点から①のこれまで通りの事業期間終了後一括払いを基本としながらも、②の事業期間中の各年度払いも選択できるという形にしたいと考えてございます。

3ページの右側のイメージを御覧ください。事業期間終了後の緑色の棒グラフを、オレンジ色のような形で、20年間の期間中にお支払いしていく形です。ですから、運営権者の実質支出はこの下側の青色の棒グラフのこの斜線部分を除いた部分ということになりますので、資金繰り、キャッシュフローが大分改善するという、そういったスキームでございます。県側として大きく支出するわけではございませんので、こういった手法の提案も受けようと思ったものでございます。

4ページは、今お話ししたような内容になってございます。

5ページです。まず、前回もお話したところですが、運営権者収受額の臨時決定を行う条件の考え方で

ございます。前回御提案いたしましたのは、二つ目のポツ（・）のところですが、各料金期間の水準について、この下の表の欄外に、62%から9%等と書いてございますが、実はこの各料金期間のパーセントを平均してございました。この率を平均いたしますと、水道用水供給事業等において、前半の方の料金期間の平均値が大きかったりして、かなり大きな値になってございました。そこで、よくよく考えますと、運営権者で発生する費用のタイミングは、提案内容によって個別に変わってきます。そういったことを踏まえ、事業期間全体の変動費及び想定利益のそれぞれの合計した金額から算定する方が正しいだろうということで、考え方は一緒ですけれども、合計金額でもって割合を算出したというところがございます。それが6ページになります。前回の割合で平均いたしますと、水道用水供給事業は20%という数字だったんですが、金額で平均しますと5%といった数値になるというところがございます。これを募集要項に記載させていただきたいと考えてございます。

続きまして、資料4-1及び4-2を併せて御覧いただければと思います。優先交渉権者選定基準（案）になります。前回の委員会で一番御意見をいただいたところがございます。事務局で検討させていただきまして、再提案をさせていただきます。

まず、総合評価は、価格と定性的な提案項目を総合的に評価する方式でございます。

価格の評価につきましては、コンセッションの先行事例では、価格点の割合を概ね20%程度としている事例が多くございます。我々も価格点の割合は20%といたしました。それが資料4-2の一番上の棒グラフです。200点満点中40点ということで、こちらについては、これまでお話したとおりでございます。

三つ目の丸（●）ですが、定性的な提案項目についてでございます。これも以前からお話してまいり、資料4-2の上の棒グラフの真ん中のところです。「水質管理、運転管理・保守点検」、「改築・修繕等」、「セルフモニタリング、危機管理、事業継続措置」という三本柱を設定してございます。これらを重視する配点にしてございます。事業継続措置につきましては、どうしても民間に一部でも運営を委ねるといふことに関しまして、事業停止に対する県民の不安の声が寄せられてございます。こちらについても考慮して、配点してございます。また、地域経済の成長、持続的発展への貢献についても評価したいということで、地域貢献の項目を設置して、評価いただきます。さらに、県民向けの広報活動等もこの項目で評価いただく形になります。

2ページ以降は、前回の委員会意見を踏まえた配点の見直しについての説明になります。

まず、全体の事業方針でございます。やはり本事業の全体の事業方針は重要だという御指摘を随分いただきました。前回3点としておりましたが、7点に改めさせていただきました。また、三つ目の丸（●）のところですが、「良」の基準に、「3事業一体運営、イノベーション及び環境負荷低減に係る創意工夫が明示されている」とことといたしました。また、四つ目の丸（●）の下の矢印のところに書いてございます「3事業一体運営のビジョン」や「3事業一体運営の効果」等を記載するというのを留意事項に書かせていただきました。

3ページになります。水質管理、運転管理・保守点検の項目になります。この項目は水道3事業の根幹になりますので、最も高い配点とさせていただきます。3事業の配点につきましては、資料4-2を見ていただくと分かります。前回の配点では例えば一番下の運転管理及び保守点検であれば、上水8点、工水6点、下水8点ということで、上工下水の割合をほぼ同じ配点にしておりましたが、かなり分かりにくいところもあって、3事業の配点につきましては総事業費の割合に改めました。そういうことで、今回の配点では上水10点、工水2点、下水10点という形で、分かりやすい配分にさせていただいたというものでございます。

4ページになります。改築・修繕等の項目になります。改築・修繕等につきましても、方針が重要だという御指摘を随分いただきました。前回4点としておりましたが、6点に改めさせていただきました。

6-1の二つ目の矢印のところですけども、上工下水共通して、「優」の基準に、イノベーションに関する取組が盛り込まれていることといたしました。また、提案があれば、3事業一体での改築・修繕方針についても記載することや、イノベーションに関する提案がある場合は、その計画についても記載するという形にいたしました。6-2から6-4までの点数ですけども、上工下水それぞれではなくて、一括というような御意見もございましたけれども、県としては、特定の事業の改築を重視しているわけではございません。3事業それぞれの改築計画を評価するというような形になってございます。ただし、先ほどの運転管理等と同じように、配点が不明瞭だったというところもありますので、6-5の下水道事業の改築費用もあわせまして、基本的に想定される更新投資額の割合で配分いたしました。そういうことで、わかりやすい形になったかと考えてございます。

5ページになります。任意事業の前提でございます。こちらは大分御意見いただいたところでございます。我々が考えております任意事業ですけども、5ページ目の下に書いてあるとおり任意事業については評価しないというお話をしておりましたが、我々がイメージしてございますのは、本体事業に関わりがないところ、例えば、下水資源・エネルギーを活用した植物栽培であるとか、空きスペースを活用したレジャー施設の設置・運営等、こういったものを任意事業と考えてございます。

逆に、上の方に記載しておりますが、本事業等に係るリノベーション等の提案、具体例としてICT等を活用した運転管理・保守点検の効率化や小水力発電による電気使用量・電力費の削減等、こういったものにつきましては、それぞれの項目について、本体事業で評価していきたいと考えているものでございます。

この任意事業を評価しない理由は、6ページに書いてございます。

まず、一つ目のポツ（・）ですが、仮に任意事業を評価した場合、運営権者に実施義務を負わせることとなります。二つ目として、短期間で提案した任意事業の詳細を検討した段階で、実施が適当でない判断された場合でも、実施義務が生じるということで、運営権者は実施せざるを得なくなります。三つ目ですが、仮に実施しなければペナルティを課さなくてはならなくなり、さらに、もし仮に実施しなくなれば、実施契約違反となって、契約解除事由の一つになってしまいます。県としては、本体事業を重視してございますので、こういったことはみやぎ型管理運営方式の求める姿ではないだろうということでございます。一番下のところですが、実施義務を負わせないことによって、むしろ任意事業について、自由な良い提案が上がってくるのではないかと考えたというところでございます。以上のことから、県としては任意事業を評価しないという提案をさせていただいているところでございます。

それから、資料9-1と9-2ですが、実施方針公表後の検討を踏まえまして、実施方針は一部改正してございます。実施方針の改訂版については、特定事業の選定の公表時（3月11日）に、併せて公表させていただきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上となります。

『議事（1）質疑応答』

●増田委員長

盛りだくさんに色々な議題ができましたが、いかがでしょうか。

まず、議事（1）の募集要項及び優先交渉権者選定基準について、利害関係も含まれていますので、最初に利害関係のところから議論していこうと思います。

●今西副委員長

資料2について、少し気になった点が一つだけあります。

最後に添付されている申出書ですが、通常おそらくこういった関係はないというのがほとんどだと思うのですが、万が一こういう関係にあるといった場合に、審査はいつ頃されるのでしょうか。審査を事前にしてしまうと、委員に企業名等の情報が入ってしまうという危惧があります。資料2の6ページの一番下に、「応募者からの申出内容に基づき、その状況や程度等を考慮し、公正な評価を妨げる事情に該当するか否かについて、宮城県民間資金等活用事業検討委員会において判断を行うこととします。」と記載があります。委員会で判断するという事は、企業との関係が見えてしまうということなので、それによろしいのでしょうか。

●行政経営推進課 佐藤課長

委員会でどのように審議するかについてですが、どこの企業から申出書が出ているのかについては伏せた状態で御審議いただこうかと思っております。例えばA社など、そういった言葉を使いながら、事務局の方で御説明をさせていただいて、利害関係に相当するかどうかについて、委員会で御審議をいただきたいということでございます。

●今西副委員長

そこだけ徹底していただければ問題ないと思います。

●佐藤臨時委員

資料2の最後のページの「委員との利害関係に関する申出書」の様式の二つ目の四角(□)のところですが、「当該事実を証する書面を添付して申し出ます」とありますけれども、事実を立証する書類を求める必要があるのかについては検討が必要ではないかと思えます。応募者からの申し出を受けて、一旦事務局として実際に利害関係があるか否か整理をすることとなるかと思えますが、相違が出た場合には立証する書類が必要だと思えますけれども、最初から必要以上の書類を求める必要性がないと思えます。これについて検討してはいかがでしょうかと思えます。

●行政経営推進課 佐藤課長

ありがとうございます。最初から書面まで添付してもらうのはどうかという御意見かと思えます。最初からそういった書面を添付する方法もあろうかと思えますけれども、事実確認の中で必要であれば先方に御了解いただいた上で提出していただくという方法もあろうかと思えますので、今の御意見を踏まえまして、「利害関係に該当するおそれのある事実が次のとおりあります。」といった形で、書面の添付についての文言は削除したいと思います。よろしいでしょうか。

●増田委員長

よろしいでしょうか。＜反対意見なし＞

今の話については、新たに書類を求める場合があるという旨の注意書きをどこかに記載しておいた方がいいかもしれません。

●行政経営推進課 佐藤課長

事務局で検討させていただきます。

●増田委員長

この申出書について、不注意もあるかもしれませんが、悪意をもって敢えて提出しないということもあり得るかもしれません。利害関係があることが後から分かった場合に、申出書が出ていなかったことについて何か規定みたいなものは必要ないでしょうか。

●行政経営推進課 佐藤課長

当然、事務局としてはこの利害関係に関する申出書については、漏れなく申出をしていただくように、御説明していきたいと思えます。募集要項の中で申出すべきだったのに、申出されなかった場合については、応募が無効になるということで規定しております。また、時の進行によりまして、何か新たな利害関係が発生したということであれば、その時点でまた改めて申出書を提出していただくということにしております。

●増田委員長

これまでの様々な入札等でもこういった議論は既にあったかと思いますが、悪意の未提出を許してしまうと大変だなと思えました。失格であれば問題ないかと思えます。

それでは、利害関係に関する申出について、以上でよろしいでしょうか。

●江口委員

確認ですが、資料2の1ページのところに、前回の委員会の案がありまして、その下の前回の委員会における意見の2番目に「株式保有割合については、関連会社基準を参考にしてはいかが。」という意見がありますが、関連会社基準を参考にした場合株式保有割合は具体的にどういう数字になるのかということと、応募者というのはSPCということなのか、教えてください。

●行政経営推進課 佐藤課長

応募の段階ではSPCはまだ組成されませんので、コンソーシアムの形になるかと思えます。

●江口委員

コンソーシアムの構成員全てが対象になるということでしょうか。

●行政経営推進課 佐藤課長

そうなります。また、前回委員会で田邊委員からお話のあった関連会社基準というのは、当社が他社の議決権の20%以上を所有している場合ということで、これは会社対会社の関係でございまして、今回我々が議論しているところは会社対個人の委員ということになりますので、会社対会社の基準を当てはめるとするのは無理があるのではないかということで、この関連会社基準については考慮しないということにしたものでございます。

●増田委員長

よく考えてみると、どっちがどっちに影響力を持っているのかっていうのは、多分いろいろなケースがあって、例えば私がどこかの会社を実質的に支配して、自分の利益を得たいために会社経営をさせようみたいな話と、委員を抱き込んで有利にするために色々と働きかけようとするなど、いろんなケースが想定されるし、そういうことを排除しようということなので、この辺りの議論については、先ほどの申出書の運営がきちとなされるということで、もう一度確認して進めていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、利害関係の話は以上で、若干軽微な修正がありましたので、事務局で修正することとし、先に進みたいと思います。

それでは続いて、議事（１）の残りの部分ですが、募集要項及び優先交渉権者選定基準の修正箇所等について、御意見があればお願いいたします。

資料１を見ますと、資料３-１の募集要項（案）についての前回の積み残し及び意見については、書面による意見４・５・６・７・８があるのですが、ここにある回答案の方針で対応していくということで、まだ疑義や問題や質問があれば、この時点でよろしくをお願いします。

●今西副委員長

前回お話した知的所有権の問題とイノベーションの問題、この二つを絡めての確認です。当初応募される時点においての知的所有権などは、特許とかであれば２０年で切れるということなので、２０年の事業期間であれば問題ないと思います。例えば、事業者選定の提案書類にイノベーションのことが書いてあった場合、それに関しては２０年以内では償却できるし、また次の２０年に対してそれを無償で使うというのは賛成です。ただ、事業期間が２０年と非常に長いので、何が起きるか分かりません。途中でイノベーションが起これば、それが非常にその時勢に応じた適切な技術や管理方法で、それによってコストが非常に下がるといようなことが起こった場合に、そういったことの取扱いはどこかに規定されていたでしょうか。優先交渉権者選定基準や実施契約書等にそういった取扱いが規定されているのであれば、その規定に合わせて、皆で考えられると思うのですが、もし規定がなかったとしたら、途中でそういう新しい技術を導入したい若しくはそれが非常にこの事業にとってプラスになると判断された場合、どういうふうに取り扱うのかということを確認したいのですが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

資料５-２の実施契約書（案）の４３ページの一番下の第１０４条第２項のところですが、読み上げますが、「運営権者は、自己が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業等に導入した場合、県及び県が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。」というような規定にさせていただいております。

●今西副委員長

「導入した場合」というのは、最初の段階であれば分かるのですが、この事業というのはそういう技術を途中で導入できるのでしょうか。先ほど言いましたように、例えば事業開始１０年後に非常に良い新しい技術が出てきて、これを導入したら県民サービスがもっと向上しますというような場合に、この契約ではそういった技術を途中で導入することは可能でしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々としては、自己の保有する技術につきましては、無償で導入していただきたいと考えております。

第三者の保有する技術につきましては、44ページの第104条第3項に記載してあるように、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾させるよう努力してください、というような表現にさせていただいてございます。

●今西副委員長

例えば、第三者が非常に素晴らしい技術を持っていて、SPC自体がその技術を使うことによって、非常に経営の効率化を図られて、それなりにプラスが出ます。それによって、例えば利用料金の低減とかそういう形で県民生活にも寄与するというようなものがあった場合に、それを途中で導入するような方法がなければ、導入しないと思います。そういうものを許容しないとすると、10年後、20年後に古いシステムのまま運営することになってしまい、問題があると思うのですが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

第104条第3項で最大限努力するという言葉にしておりますけれども、仮に知的財産権、著作権等を求められるとしても、この事業として経費節減に繋がるのであれば、我々としてはその計画で進めていただくという形になるかと思います。

●今西副委員長

その計画というのは、新しいイノベーションの技術があったら、それは認めるということなんですか。

●水道経営課 田代課長

仮に著作権を含めても、経費節減に繋がるのであれば、認められない理由はございませんので、認めるという形になるかと思います。

●今西副委員長

そういう提案をできるというような条項はどこかにあるのでしょうか。

事業期間は20年と非常に長いので、途中で新しい技術が出てきた時にそれをスムーズに導入して、我々の目的である県民サービスの向上若しくは我々の経費節減に寄与することができなければ、本コンセッション方式の存続意義はないように思います。

●大村臨時委員

今、今西副委員長が御発言されたことができなかったら、全然駄目だと思います。ですから、当然規定されているのですよね。

●水道経営課 田代課長

資料3-2の募集要項(案)の25ページの2)改築計画書の作成のところを御覧ください。計画書の変更について、脚注の49に「提案にない改築が必要となる場合、運営権者は当初提案した改築の取り止

めを県に求めることができる」、脚注の50に「提案した改築と同等以上の性能を有することが確認できる場合、県は改築内容の変更を承認するものとする。」ということで、新技術にも対応させるように、こういった制度にしたところでございます。

●今西副委員長

私としては、先ほど言いましたようなものがちゃんと盛り込んであるということであれば、問題ありません。

●大村臨時委員

おそらく企業もそういうことがないと面白みがなくて、参加しないと思います。今までこれだけの経費がかかっていたけれど、イノベーションを起こしたことによって、これだけ経費が削減できて、利益も上がってくるといった体制でないと、多分参加する企業はほとんどいないのではないかと思います。

ただ、前にも話したかと思うのですが、料金にそういうものがはね返ってくるようなシステムというのはありましたでしょうか。例えば、イノベーションを起こして、すごく利益が上がった時に、その分を水道料金とか下水料金の改定の時に反映していくという仕組みは入っていましたでしょうか。

●水道経営課 大沼技術副参事

改築計画の中で、単なる取り止めは県にお金を返還する仕組みになっていますが、そういったイノベーション関係で削減できた改築経費はSPCのもので、県に返還する必要ありませんということになっています。

●大村臨時委員

そういうことであれば、積極的にSDGsのゴールに向かった技術等も導入されていくと思います。そういうことがきちんと担保されてないと、あんまり良い提案は出てこないのではないかという感じを受けました。

●増田委員長

資料3-2の25ページの2)改築計画書の作成の文章の一行目に、「優先交渉権者選定時に提案した改築提案書の内容を基に」と書かれてありますけれども、その後、改築実施時期等の調整をして、改築計画書(案)を、5年ごとだったかと思いますが、料金期間ごとに作成することになっていますが、選定時には提案していなかった改築計画の内容であっても、料金改定ごとの改築計画書(案)に盛り込めるということが明示的には書かれていません。例えば、SPC側に次期の料金期間では新しい技術の導入も考え始めているというようなことがあれば、どこかの段階でそういう情報を入手して、次期の改築計画ではそういうものを取り入れることについて、相互に話し合いながら決めるといった仕組みになっていないと、いつ提案して良いのかがよく分からないのだと思います。

●水道経営課 田代課長

まさしく今委員長からお話があったようなところを想定した内容だと我々は考えてございまして、当然のことながら、事業計画を出していただく時には20年間の計画を出していただきます。ただ、20年先まで全て確定するというのは現実的ではございませんので、5年ごとに見直していただいて、入れ替え

であったり、新たなものであったり、新技術であったり、そういったものを取り組めるようにという意図でこの文書を作っているつもりでございます。

例えば25ページの本文中下から4行目で、「運営権者は改築計画書（案）に改築提案書からの改築変更内容及び変更理由を記載し、県が承認した場合に限り変更が認められる。」と記載しておりますが、設備の状態であるとか、新技術の開発状況であるとか、そういったものにも対応できるように、先ほどの脚注なども含めてこういった文章にさせていただいたところでございます。

●増田委員長

脚注よりは、文中にぜひ盛り込んでいただきたいと思います。これだと、提案したら例外的に認められるかもしれませんがというふうに読めてしまうかもしれませんので。

●今西副委員長

この問題に関して、もう一つだけお聞きしたいのですが、改築計画というのは、ハードの部分のみでしょうか、ソフトも含まれるでしょうか。

●水道経営課 田代課長

例えば、運転管理のシステムのようなものも含めると考えております。

●今西副委員長

マネジメントとか、システムとか、そういうものも含めるということですね。

●水道経営課 田代課長

そのとおりです。

脚注の表現につきましては、本文の中に盛り込んだ方がいいという御意見があれば、文言については考えさせていただきます。

●増田委員長

今の件は、そんなところでよろしいでしょうか。新しい技術は導入できるし、やって欲しいということ伝えるということでした。

●今西副委員長

私はそれでよいと思います。

●増田委員長

他の点で何かございますか。

●佐藤臨時委員

資料1全般を通じて、委員会で出た意見にしっかりと回答という形で示していただいております、非常に分かりやすくなっているかと思えます。今後の展開のための意見として、2,3コメントをしてみたいと思います。例えばこの資料1の2ページの4番、上限額の設定における聞き取り調査についてですが、回答

が「聞き取り結果を参考に県の判断により…」ということで、これで承知いたしました。ただ、一般的に宮城県のコンセッションに対して、必ずしも快く思っていない方はいますし、特に本当に247億円という経済効果があるのかということについては、この委員会にいまだに厳然とした数字が出てないので、今後の情報公開請求等に備えて、しっかりと資料中の内部資料を準備しておいて欲しいということを見・要望としてお話ししたいと思います。

それから、3ページの8番、応募の無効について、「県の許可」とありますが、ここについても回答はこれで結構ですが、他にも例えば認可・届け出など、いくつかある中で地方公共団体としては一番強い許可という概念を使っているの、ここについて厳格に運用していただかないといけないという点を強く要望しておきます。特に恣意的な運用になってはいけないということです。よろしく願いいたします。

それから、9ページの27番ですが、前回は説明いただいたところなので、今一度確認ですけれども、まず災害発生時に、第一義的に復旧に責任を負うのは、前回の説明だと県ということだったと思います。これでよろしいのかどうか。要するに、前回の説明では県が一義的に責任を持って確認した上で、運営権者が実際に対応できるような状況であれば、運営権者に落とすという回答だったかと思いますが、そういった理解でよろしいのかどうか、これは確認として伺います。

●水道経営課 田代課長

基本的に今の佐藤臨時委員御指摘のとおりでございます。災害復旧の一義的な責任は県でございます。ただ、ここで書いてございますとおり初動対応は運営権者をお願いしたいと考えております。その中で、被災の程度によりまして、災害復旧制度の適用になるような大きな災害、例えば1事業当たり幾ら以上といった基準に該当するものはすべて県が復旧します。逆に、それを下回るような軽微なもの、前回は話したかと思うのですが、例えば取水口の閉塞のような軽微なものにつきましては、今現在も委託業者に対応していただいております。そういったものについては、運営権者の責務ということで、リスク分担させていただきます。

●佐藤臨時委員

承知いたしました。この辺は、リスクが一義的にどちらにあるかという点で、応札企業のリスク管理に大きな影響があると思いますので、これからもきちんと説明をして欲しいと思います。

●増田委員長

今の点については、おそらく応募しようと思っている企業にとっても、どうなっているのか分からないとなかなか手を挙げづらいのではないかと思いますので、御質問等出てきたらきちんと対応できるように、資料を作成していただけるといいかなと思います。

よくよく考えると、PFIの仕組みそのものとして、行政がやると部分と民間がやる部分の仕切り分けが、まだ明確になってないところもあって、そういうツケが実際の事業に回っているのだと思うのですけれども。と言っても仕方が無いので、うまく対応していただければと思います。

●水道経営課 田代課長

この件については、御指摘のとおりでございます。実はこの件につきましては、実施方針の作成前から、官民連携検討会ということで、公開の形で、随分前からいろいろ議論させていただきながら、自然災害等の不可抗力への対応ということで、県の考え方を発信してございます。これにつきましては、基本的な考

え方は変わってございませんので、実施方針公表後におきましても、それほど大きな質問はきてございません。

●増田委員長

他にいかがでしょうか。〈特に質疑等なし〉

それでは、議事（２）の基本協定書及び実施契約書についての議論に入る前に、配点表が重要でしたので、そこを確認したいと思います。資料４-２にそれぞれの提案項目の配点表が配られています。それで、先ほど説明があったように、あまり大きな得点の動きはないのですけれども、赤色のところで若干配点が移動するような対応がここに書かれています。

前回の委員会では、３事業一体自身を評価項目にしたかどうかという意見もあったのですけれども、説明の中にもあったように、同一項目を複数回評価してしまうという問題にもなりますので、今回ここにあるような配点で優先交渉権者の選定に臨もうということで、これについても御意見が大きくなればこの方針を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

●今西副委員長

ここで一つだけ確認ですけれども、私は配点の内容はこれでいいと思います。ただ、コメント欄を作っていたかと思いますが。つまり、例えば同じ点数でも、評価の仕方が違って、ある委員の評価では、ある項目は非常に高く、ある項目は低く、逆に別のある委員はこちらの項目は低くて、こちらの項目は高いというような場合に、最終的にどこを見て、どういう観点から評価しているのかを、委員同士で最終的に確認・調整することは必要かと思います。コメント欄というのは考えられてないでしょうか。この配点で優、良、標準をつけていくだけで終わってしまうのでしょうか。

●増田委員長

持ち点配分みたいな意見もあったかと思いますが、そういうのは今回入っていないですが、いかがですか。

●水道経営課 大沼技術副参事

持ち点配分につきましては、かなり恣意的であるということもありまして、導入しないという結論になっております。今西副委員長がおっしゃったような、委員の方々のコメントみたいなものについては、今後考えていこうと思っております。

技術的なことにつきましては、技術部会ということで、臨時委員の皆さんにコメントを求めるということで考えておりまして、実は財務的なものにつきましても、田邊委員、大泉委員にコメントをお願いしようと思っております。

それぞれの委員の専門ごとに、得意不得意があると思いますので、すべての項目について、各々の御専門の委員に意見を言うていただくということを考えていきたいと思っておりますので、やり方も含めて今後検討させていただきたいと思っております。

●今西副委員長

総合的な評価というか、専門以外のことに関しても、コメントとしてこういうことが懸念されるとか、そういったものが記載できるコメント欄があると、委員が最終評価をする時に非常にコミュニケーション

ンがスムーズかなと思いました。

配点の中身に関しては、別に問題はないと思います。

●水道経営課 田代課長

実際の審査は、来年の今頃の時期になるかと思いますが、それまでに審査の運用方法につきましては、今の今西副委員長の意見も踏まえつつ、これから何度か意見交換させていただきながら、実際の採点までに具体的な方法を詰めていきたいと思います。

●今西副委員長

はい。結構です。

●増田委員長

委員会の席でお話いただくまでに、委員からは是非ともこういう意見を事前に出したいということがあれば、対応できるような形にさせていただきつつ、実際の審査の段階では考えていきたいと思います。

●大村臨時委員

最終的な点数の評価というのは、例えば私が付けた点分かるような形では出ないですよね。名前も伏せて、委員の誰が何点つけたかというのは分からないという前提でよろしいでしょうか。

もう一つ、委員の方から出た意見は、これは誰の意見ということではなくて、こういう意見がありましたという形を出していただいて、そういった中でいろいろ判断していただくというような形でもできるのではないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

まず、点数のことにつきましては、各委員の点数が出ることはございません。あくまで総合的な点数です。また、宮城県のプロポーザルの点数の公表の仕方というのがありまして、例えば、二つのグループだけの応募であれば、次点の応募者の点数は出さない形になって、三つ以上のグループから提案があれば、応募者と点数が紐づかないように公表するというような形になっております。

ただ、後段の方のコメントにつきましては、今頂戴した大村臨時委員の意見も踏まえながら、今後実際に採点の公表の仕方も含めまして、いろんな御意見を伺いながら調整していきたいと思います。

●江口委員

私も具体的な修正を求める意見ではないです。確認ですけれども、大きく2点あります。

資料4-2の配点で、価格相当の評価というのは40点ですから、約2割で、定性評価は約8割となっていますけれども、資料4-2には記載がないですが、実際の定性評価については、優、良、標準で、配点に各々1.0、0.8、0.6を掛けるということだったと思います。そうすると、0.6から1.0までの間で0.4しか幅がないですから、160点あっても、実質はその4割ですから、64点となります。そうすると、実質定性評価が64点で、定量評価が40点ということで、今日いただいた資料4-1の1ページに記載のとおり価格割合は2割に見えるけれども、実際は、64点对40点ということで、価格割合が4割位で、意外と定性評価が少ない気がします。0.6から1.0という幅を広げれば定性評価の割合が上がるので、個人的な考えとしては、定性的な評価を広げることもあっていいのかなと思います。

それともう1点は、資料4-1の5ページの任意事業ですけれども、任意事業の定義についても基本的には了解しました。ただ、6ページの任意事業を評価しない理由が、よく理解できておりません。特に、理由の3ポツ目(・)の、提案した任意事業を実施しない場合にペナルティを課すということの論理的な根拠と、4ポツ目(・)に任意事業を実施しない場合に、それが契約違反となって契約解除事由として成立するとありますが、これは倫理的な話かもしれませんが、その根拠を正確に把握したいと思います。

●水道経営課 田代課長

ここはあくまでも、評価した場合のことを言っています。仮に、ここで言っている本体事業に関わらないような任意事業を提案していただいて、それを評価した上で、その応募者に決まるとすると、提案いただいた任意事業を実施していただかないと、他の応募者に対して不公平になりますので、義務化をせざるを得ないだろうということで、このように書いてございます。

あと、1点目の配点につきましては、前回も話したことと思いますが、代替性のないインフラという水道事業の特性を考えまして、標準未満は一つでもあれば失格という形で、以前からお話しているとおりでございます。その中で、標準を0.6という形にしました。前回も、どのぐらいの差がつくのかというお話が出たときに、おそらく実質的には金額に直すと、大体50億から60億円位の差の中での競い合いになるのではないかとのお話をしたところでございます。

最低の標準を例えば0.5と変更すれば、当然定性的評価の割合は上がってきます。ここについては、皆様の御意見を伺い、できれば決定したいと思っております。例えば、優、良、標準を1.0、0.75、0.5などに設定することもないわけではないかと思いますが、我々は標準未満を失格とする想定のため、標準を0.6としているところでございますので、そこについて御意見いただきたいというところでございます。

●江口委員

拘っているわけではないですし、任意事業の提案を評価しなくても良いと思います。ただ、どうしてもすっきりしないのは、任意事業を提案に入れて、配点がたとえ少なくとも評価して、実施義務を負うことになるとして、何が問題なのかということです。

●水道経営課 田代課長

結局どういう点数になるかわかりませんが、仮に任意事業の提案を評価したことによって、その応募者が選ばれたとなれば、当然義務にしなくてはならないです。そうなってきますと、実施しなければ当然のことながら契約違反となりますので、こういう形にせざるを得ないということです。ちょっと堅い話になりますけれども、ここはやむを得ないと我々は考えています。

●江口委員

理屈は分かりました。そのとおりで、だから任意事業を提案して審査を受ければ、自ら提案しているわけですから、そのポイントシェアがどれ位であれ、評価の対象になる以上は、当然義務を負うわけです。応募者から約束して提案しているわけですから、当然実質的に契約になるし、後程契約事項として縛ればいいと思うのですけれども、提案するかどうか自体が任意だから任意事業ですよ。そこに選択の余地があるから任意事業で、短い時間であれ何であれ、提案してきたらそれは義務となるという前提で評価すればいいだけで、それが良い提案ならば採用すれば良いし、拙い提案であれば何らプラスの評価にもならな

いし、叩き台に載せればいいだけじゃないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

繰り返しですけれども、我々としては本体事業に関わりのない任意事業の評価で、運営権者が選定されるというのは、みやぎ型管理運営方式の趣旨と反するとそもそも考えてございます。やはり水道3事業本体の評価で、選んでいきたいというのが、我々の考え方でございます。

●佐野臨時委員

任意事業の件で2つありまして、点数のことを先に申し上げますと、64点という幅をどう活かすかというところになりますと、我々委員の点の付け方の意思の疎通というか、そういったこともかなり効いてくるのかと考えました。例えば、複数の教員が学生の発表を採点するとすると、教員によってどこに平均点を置くかとか、どのぐらい幅をつけるかという点で、評価が難しいことがあります。

そういったことが委員の中でバラバラになってしまうと、64点を活かし切れない気がしますので、そこは点を付ける前にすり合わせというか、そういう作業が必要ではないかと考えております。

もう1点、任意事業のことで、個人的には全く反対意見ではないのですけれども、資料4-1の5ページに例が記載されています。例えば、任意事業で評価しないとなっている下水資源・エネルギーを活用した植物栽培とか、これは公表される資料のどこにも記載されていないと思うのですが、どこかに例示されるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

この辺りにつきましては、任意事業は評価しませんという言葉につきましては、募集要項に書きます。また、実はこの5ページ目に書いてあります、我々の考えている任意事業の取り扱いについては、前例のないものだと伺ってございました。この考え方については、募集要項を公表する段階で、少しわかりやすい資料も一緒に公表しなくてはいけないかと考えております。我々はこういう思想で、こういった取り扱いをしますということについて、応募を検討されている企業に、きちんとお伝えしなくてはならないので、その辺りをわかりやすい資料にして、同時に公表しようと考えております。

●佐野臨時委員

附属の資料でということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そうですね。補足資料という形になるかと思います。

●佐野臨時委員

それに記載の例も出てくるということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

多分例示した方が分かりやすいと思いますので、その辺も工夫させていただきます。

●佐野臨時委員

下水資源・エネルギーを活用した植物栽培というのを、イノベーションだと思う応募者もいるかもしれないと思いました。何が任意事業で、何が任意事業でないということの判断も応募者によって変わってくるかと思しますので、補足資料で説明してもらった方が良いかと思えます。

●水道経営課 田代課長

はい。ありがとうございます。

●佐藤臨時委員

今任意事業の話が出ましたが、入札とか、契約の経済的な観点からすると、入札に敗れた企業の埋没費用が結構大きいです。そういう意味では、先程出たお話は、そもそも採点をしないのに提案を求められるのかということだと思います。県としては、良い提案があったらいいよねということかもしれませんが、提案する応募企業からしたら、そもそもまずこの応募に勝たなければならず、そうでないと埋没費用が出るわけで、その埋没費用が出ることを県としてよしとするのでしょうか。その場合、やはり任意事業を評価するのかしないのかという問題が出てきます。評価しないとした場合には、やはり明確に評価をしないということを書き込むことによって、相手方に知らせないと、情報の非対称性が生じてしまうので、注意された方がいいと思います。この辺については確か、任意事業は評価しないという書き込みが今回入ったようですが、そこについて説明してもらえないでしょうか。

●水道経営課 田代課長

資料4-3、優先交渉権者選定基準(案)の7ページになります。なお書きに、「任意事業の提案は評価の対象としない。」と記載しています。また、任意事業の提案がある場合には記載ということで、提案自体も自由ですということを明確にしております。

●佐藤臨時委員

はい。ありがとうございます。これで、任意事業を評価しないということも明確に位置付けられておりますが、もう1回確認しますが、それでいいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々はこういう形で御提案しているというところでございます。

●増田委員長

さっきの配点表との関係でいうと、任意事業そのものを評価しているわけじゃないけれども、任意事業の提案があったことを通じて、大変いい提案だからということで、点が上がる可能性はあり得るのでしょうか。前回にもあった地域貢献の項目で、こんなことを考えているのかというようないい提案があった時に、それは点数に入れるべきか入れないべきかという部分が少し気になります。

●水道経営課 田代課長

任意事業につきましては、本当にどういった提案があるのかなのか、また、その内容がどのようなものなのかも何とも言えないところがございますが、本当に地域貢献的な色合いがあれば、当然のことなが

ら、各委員が標準から良であったり、優であったり、評価が動くということもあるかもしれませんが、実際提案していただかないと何とも言えないところです。

いずれにしても我々としては、この地域貢献につきましては、同じく資料4-3の優先交渉権者選定基準(案)の最後のページ、別紙1-17に記載してございますけれども、「地元企業の連携・協力及び地域人材の雇用」、それから「広報活動の方針・施策」というような項目をイメージしてございました。任意事業的なことについてはここには書かれてございません。ただ、任意事業等の提案の内容によっては、この評価が標準から良であったり、評価が動く可能性もないことはないと考えております。

●大泉委員

任意事業については、基本的に評価はしないけれど、提案がある場合は記載するということかと思うんですけども、例えば、資料の4-2の提案項目の3-1の収支計画で、任意事業が混入してくることで、我々はどう評価したらいいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

まず、任意事業については、本体事業とは別の形で出していただきます。当然提案項目9番の事業継続措置のところも、もし仮に任意事業が経営破綻となった場合において、本体事業に影響があるような提案があれば、我々としては、評価としては逆に下がってしまうという考え方をしています。

あくまで、どういう提案があるか分かりませんが、任意事業をやって例えば事業破綻ということになったと仮定すれば、それは本体事業ではなくて、例えば、事業継続措置の中で、親会社の方が面倒見ますなど、そういった提案にしないでいただかないと困るというような考え方をしております。

あくまで任意事業は、完全に本体事業とは切り離していただき、別会計としていただきます。

●水道経営課 大沼技術副参事

少しわかりづらいところがあったので、訂正させてください。

地域貢献のところ、先ほど田代から説明がありましたが、任意事業につきましては、あくまでも別添様式に書いてもらうことにしております。そちらに良いことが書いてあっても一切評価しないことにしております。地域貢献に当たるところについては、あくまでも本体事業についてのみ評価するというところでございますので、訂正させてください。

●増田委員長

例えば、小学生の校外学習への対応等が出てきた場合、それは今回の本体事業とは関係ないので、任意事業として整理して、地域貢献として評価しない方がいいという考え方でよろしいでしょうか。

●水道経営課 大沼技術副参事

今おっしゃったような、例えば本体施設の説明会・見学会については、地域貢献に入れてもらって構いません。

●江口委員

事務局の説明については、整合性があり、より理解できるようになりました。佐藤臨時委員のお話を聞いて思ったのですが、今までの説明の論理でいくと、要するに全く切り離して評価しないわけです。

から、任意事業ということを殊更に言うこと自体が、何のためなのかという気がしています。提案を期待しているのかと思っていたので、議論してきましたけど、評価のロジック上、実際全く期待しないということですから、提案をしてくださいと言っても企業も提案する義理もないし、得にもならないので、そういうことを推奨しているかのように見えてしまうような任意事業があるということを説明すること自体に疑問があります。任意事業について何も言わなければ良いのではないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

実は今までのお話に出ているような任意事業というよりは、我々としては、任意事業の一番大きなところは、市町村の上下水道事業と考えております。市町村の事業に貢献できるということで、ここについては是非記載したいという想いがあります。PFI事業ではどうしても任意事業という位置付けになってしまいますが、そういった想いで書いているところでございます。

今御議論いただいているような事業について期待しているかといえば、おっしゃるとおり実は期待はしていないところです。

●大村臨時委員

まさに最初に任意事業の説明をされたときに、市町村のお世話をするというところで、本体事業とは違うのだけれども、そういう事業も地域のためにやってほしいという想いが県にあって、任意事業という形になったと私は思っています。その部分の説明が飛んでしまって、温泉を作るとか、そういった話も任意事業になってしまっているから、なかなか分かりにくいだけれども、その辺のところは臨機応変に任意事業を考えていくというような形になるのではないかなと、そういうふうに理解しておりました。

●水道経営課 田代課長

今、大村臨時委員がおっしゃったような想いで、我々はみやぎ型管理運営方式を作り込んできました。

どうしてもスタートの段階から一緒にやっていただけるという市町村は具体的にはいらっしやらなかったのですが、実はある程度本体事業が成功すれば、あり得るといっても耳にし始めているところでございますので、我々としては市町村の事業もある程度まとまっていれば、我々のお願いするSPCがその事業を受託するというのも、20年の間には十分あり得ると思います。そういったことも含めまして、実は我々はそちらの方をメインにこの任意事業の立て付けを考えていたところでございます。

●佐藤臨時委員

任意事業の位置づけが分からなくなってきました。単純に、まず今回の我々委員の仕事は事業者の選定に関わるものなので、入札の募集要項を厳格に作るためには、この扱いをどうするかという観点が重要と思われまます。もし任意事業を評価しないとするならば、提案時点で求める必要はなく、優先交渉権者に選定された者については、今後任意事業の取扱いを認めるという書き方にすると、多分整理はできると思います。

ところが今事務局の話聞いたら、市町村との関係が、実はこの事業が目指す、例えば宮城県内の水道広域化の実現のような非常に大きな枠組みに関わる話にも聞こえました。もし、そうであるならば、やはりこれはしっかりと提案をもらって評価すべきじゃないかと思えたので、もう一度ここを説明して下さい。

●水道経営課 田代課長

今、誤解を招いたとすればお詫び申し上げます。市町村の話につきましては、今回の募集とは切り離していただいて構いません。

●佐藤臨時委員

分かりました。ただ、今の話というのは非常に重要な話で、みやぎ型管理運営方式の事業のねらいに近い話だったようにも思えるのですが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

確かにこの20年間の事業期間の中で、任意事業としてSPCが受託することができるというスキームにしております。ただ、選定の段階では、現実ございませんし、今現在一緒にやるっていう市町村もいませんし、そういう中で、こちらの市町村の上下水道事業につきましては切り離してございます。

●佐藤臨時委員

そうすると、なぜ任意事業の提案を一応求めるようにするのでしょうか。提案を求めないことにして、優先交渉権者を選定した後にやれば、整理ができるような気もするのですが、そこが今ひとつ明確でないように聞こえたのですが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々としては、もし事業者選定時に提案を求めずに、事業期間中に提案できるというスキームでも拘りはございません。

●水道経営課 大沼技術副参事

参考情報ですが、浜松市では、10年後にうなぎの養殖を始めるという提案を受けています。それは評価対象ではないということです。前例に倣ったということです。それから、各事業者と話している段階で、我々の考えを伝えている時に、評価されなくてもいいから提案したいという事業者もいることは事実としてあります。

●江口委員

大沼技術副参事の説明を聞く前は佐藤臨時委員と同じ考え方になっていたのですが、今の最後の説明に納得しました。

資料3-2の募集要項(案)の14ページに、任意事業の定義が規定されています。3)①に、県が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができますと書かれていて、さらに事業期間中にも提案できるとなっていますが、全く評価をするつもりがないのに、提案できるというのは、普通に考えると理解できないのですけれども、今大沼技術副参事が説明したように、それでも提案したいという事業者がいるということであれば、提案していただいても構わないのかなと思います。いずれにしても、委員会としては、今の事務局の説明のとおり、任意事業については完全に評価対象外であるということを確認できれば、それでよろしいかと思います。最後の説明に即して、募集要項に任意事業を提案することができるという記載を残すということも可能だと理解しました。

●増田委員長

14ページの①, ②, ③の中で, なんとなく②だけが本題に近い部分がありつつ, 任意事業という位置付けになっているのが難しいなと感じます。でも, ここがみやぎ型管理運営方式の肝になっているところなので, 書かないわけにはいかないけれども, どう考えればいいでしょうか。

委員の皆さんいかがですか。

●今西副委員長

今の件については, どうしても地域貢献の評価に影響を及ぼすような気がします。

それも定性評価ですよ。難しいなと思います。

●増田委員長

さっき地域貢献で, 人材育成という議論もありましたが, 困っている市町村を助けられますよと書かれたら, どう評価したらいいのか。

今回の公募の際の評価としては, 任意事業をやるかやらないかというのは, 評価にはならないということとは理解しますが, そういうビジョンを持っていますという提案があったときに, ビジョンを持っている応募者に良い印象を持つこともあるので, 難しいですね。

今回のコンセッション事業についてはどう考えるかということ, 一旦ここで取りまとめるというのが, 今できる判断になるのではないかなと思います。

●江口委員

すいません。私が話を持ち出したのですが, 事務局とのやりとりを経て, 私としては, 任意事業は全く関係ないと理解しました。別様式ですし, 提案があったら参考程度に眺めますが, それが素晴らしかろうが, 0点だろうが, 評価に関係はないということですね。確かに, 気持ち的に採点の中に定性的に浸潤してくるということはあると思いますけれども, 地域貢献は10点ですから, その中の範囲なのかなと思いました。提案したいのであれば, 提案してもらってもいいと思います。

一方, 配点の方ですけど, 私は田代課長が言っていたように, 0.5, 0.75, 1.0ぐらいの幅があっても良いのではないかなと思いました。ただ, 0.6, 0.8, 1.0に決定されれば, それでも問題ないかと思います。ただ, もう一度確認していただきたいと思います。

●増田委員長

0.5, 0.75, 1.0にすると, 点数の幅は80点ぐらいになりますか。

●水道経営課 田代課長

2対1なのか, 1.5対1位なのかという程度ですが, 定性的な部分の幅が広がるということでございます。

●増田委員長

皆さん, どれぐらいのウエイトが良いと考えられますか。どう決めれば良いでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々としては、ほぼ現況と同じくらいの水準を標準と考えていました。その中で、0.6という配点にし、こういう形で御提案させていただいたというところでございます。

●増田委員長

定性評価の部分の配点が高い方がいいのではないかという意見が出ておりますが、いかがでしょうか。

●大村臨時委員

私としては1.0, 0.8, 0.6で、優, 良, 標準という配点がいいと思います。それは、それぞれ審査員の方々の個性があつて点数が出てくるはずなので、その中で1点, 2点の差であったとしても、差別化はできると思います。あと、0.6を標準にしたというのは、おそらく採択される点数が70, 80点位ないと、やはり公表した時に、50点位でなぜ採択されるのかというイメージもあるので、0.6というのはその辺のところからきているのではないかと思います。私としては、差が1点であろうが、5点であろうが、差は差であると判断できると思うので、この配点でいいのではないかという気はします。

●増田委員長

先ほどの大学の話でもありましたが、60点位が世の中として最低限必要というイメージがあるので、それに合致しないものは落としてしまうという評価になっているということ、皆さんで意識を統一してきっちり採点するという方向でいかがでしょうか。

●江口委員

1点確認したいのですが、定性評価だけであれば、100点満点でも200点満点でも同じで、1点差がつけば十分ですけれども、今回は、160点の定性評価に対して、40点の定量評価があります。定量評価40点に対して、実質定性評価64点の中で差がわずかになれば、一方の定量評価の40点は確実にあるものですから、定性評価のシェアが1.5倍か2倍かによって、定量評価に対する逆転の幅が出てくるので、そこが完全に違うのかなということだと思います。

それで、0.6, 0.8, 1.0の幅にすると、実質定性評価は64点ですから、その中で差がついても定量評価の方に対する影響力は少なくなるので、価格の影響度をどこまで許容するかということです。みやぎ型管理運営方式は価格も求めていますけれども、事務局が言っているように、代替性のない水道事業の運営については、しっかり質も良いものを確保したいという想いもありますので、説明資料にあるように、価格に対しての比重があまりに低いのはいかがなのかなということでございます。ただ、0.6にしたとしても、佐野臨時委員がおっしゃったとおり、どういうふうに採点するかというところが大きいので、必ずしもどっちがいいということではないのですけれども、そこについても確認しておきたいと思います。

●増田委員長

一方で、価格の方も最低価格で上限打ち切りにもなっています。競争できる範囲は、最低でも30点分位は出てくるでしょうし、一番頑張っても40点までということです。双方の揺れの幅でいうと、もう少し定性の方が大きいのかなという気がしますので、個人的にはこれぐらいの比率でも良いのかなという気もします。

いかがでしょうか。 <「はい」の声あり>

よろしいですか。では、資料4-2の配点については、この原案のとおり進めたいと思います。
採点方法については、今後、改めて各委員の評価の仕方について意識を統一したいと思います。
任意事業については、書いていただいても、基本的には評価には入れないという事務局提案の方針でいくということによろしいですか。<「はい」の声あり>

『議事（２）及び（３）質疑応答』

●増田委員長

議事（２）の基本協定書（案）及び実施契約書（案）に併せて、議事（３）要求水準書（案）及びモニタリング基本計画書（案）についても、御意見や疑問があれば御発言いただければと思います。

●水道経営課 田代課長

資料１の８ページに基本協定書（案）・実施契約書（案）について、９ページ以降に要求水準書（案）及びモニタリング基本計画書（案）について記載しております。

●今西副委員長

先ほどの８ページの一番下の２５番に関しては、理解しました。ありがとうございました。

●増田委員長

８ページの２４番について、質問させていただきます。「県に通知」ということですが、しっかりと保険がかかっていないと大変なことになるので、重要な確認事項であると思います。これも制度の不備でしょうけれども、都道府県が入っている保険に、SPCが入れないというのは、コンセッションを導入することであれば、本当は制度自体を変えるべきじゃないかという気もします。現行ではそうなっているということなので、いずれ法改正されたりするのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

普通の水道事業であれば、日本水道協会が保険の窓口になっていて、我々もそこに加入しております。日本水道協会から、コンセッションの広がりということも考えてのことだと思いますが、宮城県と意見交換したいというお話は受けてございます。今後、このコンセッション事業が水道事業の分野でも広がっていけば、保険の適用も拡大されたり、或いは新しい商品も売り出されたりするのではないかと思います。

●増田委員長

大きなところでプールしないと、一対一の契約だとかなり不利になってしまう気がしますが、それを乗り越えてやっていただきたく、今のところは仕方が無いといったところでしょうか。

他に何かありますか。それでは、資料１の前回からの積み残しの議事については、今回の委員会で意見が出尽くしたということによろしいでしょうか。

●今西副委員長

全体のことで、少しだけお話ししてもよろしいでしょうか。

この事業は、入札をするわけですが、先ほど佐藤臨時委員がおっしゃっていたように、色んな企業が、色んな形でお金をかけて入札されます。今までそういうものに対価を払ったという例はないでしょうけ

れども、これだけの大きな事業であり、かなりのお金を投入するような気がするので、そういうものはやはり今後考えていかなければならないのではないと思うのですが、いかがでしょうか。私はその辺について疎いので、参考程度にお聞きしたいと思いました。

●水道経営課 田代課長

私が随分前に現在の事業管理課という部署にいた時に、今はもう一般化されている総合評価方式の制度ができましたが、その頃から入札に参加するだけでかなりコストがかかるということで、そういった議論はございました。PFIもまさしくそうだと思っておりますが、これまでそういった事例はございません。今西副委員長がおっしゃったように、今後こういった事業が一般化していけば、そういった議論が出てくるかと思えます。かなりのコストがかかるのは間違いないですから。

●今西副委員長

実は私は韓国にいたことがありまして、韓国では公共事業の入札準備に関して、その費用が何がしか払われておりました。また、入札される企業若しくは入札参加グループの方々がこういうものが必要だということで集約されれば、発注者がそれを調査して、お金をかけて実施するというシステムもありました。ですから、非常に公正な形で、事業者がある程度お金がもらえれば、上手く回るのかなと思えます。今後こういう公共事業で、こういった非常に規模が大きい場合は、ぜひお考えいただきたいと思いました。

●増田委員長

特にPFIは、アイデア勝負だけど、無駄になってしまうものにどれだけ頑張れるかという、制度自身の問題もあって、イギリスのようにPFIはもういいのではないかみたいな話に繋がらないとも言えない部分があるのかもしれませんが、ただ、日本では始まったばかりということでもあるので、いずれそういうことをできればいいと思いますが、入札制度とか、官民連携そのものをどう考えるかというようなことは、宮城県のもっと上位での議論になるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

内閣府が窓口になるかと思えますけれども、我々の方にも色々な意見や問い合わせがありますので、問題点とか課題であるとか、御意見なども内閣府に上げていきたいと思えます。

●増田委員長

それでは、配付された資料について、特にまとめの資料については、以上で説明が終わっていると思えます。任意事業の取り扱い等確認した事項の中で、いくつか軽微な修正があるかと思うのですが、そこを修正した上でこの委員会の結論ということにしたいと思えますが、そういう方針でよろしいでしょうか。＜「はい。結構です」の声あり＞

また、前回の委員会の後、募集要項（案）等についてはそれぞれ最終成案になって本日配付されておりますので、できればもう一度お読みいただいて、何か最後の確認として気が付いたことがあれば、もう時間があまりありませんが、数日中に事務局までコメントをいただければと思います。今日配られた資料の最終確認になると思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、この方針に従って、修正を加えた上で知事への答申という形に進んでいきたいと思えますので、先ほど話したように早急にコメントがあるときには二、三日で事務局に連絡していただければ、対応

をしたいと思います。

『議事（４）宮城県上工下水一体官民連携事業（みやぎ型管理運営方式）に係る特定事業の選定（案）について』

●増田委員長

議事（４）について、事務局から説明願います。

●行政経営推進課 佐藤課長

御意見ありがとうございました。本日御意見をいただいた中で、資料８の特定事業の選定（案）については、修正するものはなかったとっておりますので、特定事業の選定の選定については、この資料８のとおり確定させていただいて、３月１０日に委員会から県に答申ということによろしいでしょうか。

そこだけ確認をお願いいたします。

●増田委員長

答申については、基本的に資料８を答申するということとなります。その後の細かい修正は、可能性としてはあり得ますが、よろしいでしょうか。＜意見なし＞

それでは、今の方針で決定したいと思います。

『議事（５）その他』

●増田委員長

続いて、議事（５）のその他に進みたいと思います。事務局から説明願います。

●行政経営推進課 佐藤課長

最後でございます。資料１０の議事録の公開について（案）でございます。

資料にも記載してございますが、昨年２月６日に開催いたしました第１回の委員会で、第２回目以降の審議については原則非公開、それから非公開とした第２回目以降の会議の議事概要は、民間事業者の選定・公表後、当委員会の運営に支障がなかった段階で公開するということを決定したところでございます。

しかしながら、情報公開条例の趣旨に基づいて、県民への情報提供、情報公開を積極的に行うべきという声が、この事業に対して、県民や議会から上がっているところでございます。また、本委員会の議事録に関する問い合わせも寄せられているところでございます。

事務局といたしましては、こういった状況を考慮いたしまして、審議が完了しており、公開しても今後の委員会運営や事業者選定に差し支えない範囲で、議事録の全文及び会議資料を順次公開することに取り扱いを変更させていただけないかということでございます。

実施方針については、昨年１１月に答申済みでございまして、特定事業の選定についても、今回お認めいただいで、３月１０日に答申を予定しております。また、募集要項等についても、１３日に公表を予定しているということで、これまで委員会で御審議いただいたところについては、それぞれの成案を得るための検討プロセスの段階は終了するということとなりますので、非開示情報があれば、そこは非公開とした上で、可能な限り公開していくべきではないかと考えているところでございます。

具体的に議事録や資料のどの部分が非開示情報に当たるかというのは、今後事務局で精査してまいり

たいと考えております。非開示の部分をどう処理していくかについては、県の情報公開担当部署と相談しながら、事務局で検討をさせていただきたいと考えてございます。

表の「これまでの委員会開催状況と今後の対応予定」についてですが、第1回の委員会の議事録、会議資料については、既に県のホームページ及び県政情報センターで公開してございます。それから、令和元年度に開催した今回までの委員会の議事録については、今後、準備ができ次第、出席委員に最終確認をお願いした後、ホームページ及び県政情報センターで順次公開をして参りたいと考えてございます。

第1回の委員会で決めた事項の取り扱いの変更ということになりますけれども、これについて御意見を申し上げます。よろしく願いいたします。

●増田委員長

具体的にどこが非開示情報になるかというのは、なかなか今の段階では分からないところもありますが、あまり個人や会社の名称が出たりするような話はしておりませんので、意思決定過程に直接関わる情報で、まだ揺れているようなところがあるのかもしれませんが、あまりそのような議論はしていなかったと思いますので、議事録についてはもう一度皆さんに議事録案をお送りして、チェックいただいた上で公表ということにしたいと思います。

決まっているものについては、できるだけ早く表に出した方がいいのではないかと思いますので、こういう方針で議事録の公開を進めるという対応にしたいと思いますが、いかがですか。

<「はい。結構です。」の声あり>

よろしいでしょうか。では、資料10の議事録の公開については、この案のとおり対応していきたいと思います。

それでは、以上ということで、よろしいでしょうか。今後の日程等について、事務局に進行を戻したいと思います。

●佐藤臨時委員

すいません。実質的には多分今日の会議が最後で、これから特定事業の選定及び募集要項の公表ということになっていくと思います。ですから、これだけはぜひ進めて欲しいと思うのですが、例えば今日の会議もいずれも重要な話ではありましたが、良い提案をもらうには、募集要項が本当にいい提案を求められる内容になっているかどうかということに掛かっているのだと思います。そういった点で、少し戻りますが、例えば資料3-1で、前回の資料から少し変わっているような部分が実はかなりあって、多分事務局の皆さんも限られた時間の中で、非常に大変な作業をされたと思いますけれども、こうしたところを今一度しっかり見直していただいて、それでも十分に募集要項に書き切れていない部分等もあるように見られます。そうしたところも、今後募集要項の公表後に、いわゆる関心のある企業の皆さんからの意見や質問に対して、しっかりと答えていくことによって、募集要項で十分カバーできていない部分を補足して欲しいということを、事務局について要望したいと思います。

●増田委員長

個々の質疑については、インターネット上でやりとりをするというような説明があったかと思いますが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

募集開始後の質問につきましては、すべて書面でのやりとりとなっております。

質問はおそらくかなりの数があるだろうと想定してございまして、それは佐藤臨時委員からの御指摘のとおり、しっかりと対応していきたいと考えてございます。

●増田委員長

ある企業から出てきた質問が、他社に対しても開示すべきなのか、しないべきなのかという難しい問題があって、全社に伝える方がいいことと、個々の提案そのものに関わるようなことであれば、その個別の企業に属するようなものもあるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

基本的に質問につきましては、質問された企業名はもちろん伏せますが、全社への公表を前提にやりとりしていくという形になります。

●増田委員長

はい、わかりました。他に何か留意点も含めて意見を言っておきたいという方がいれば、この場でよろしくをお願いします。

●大泉委員

任意事業の件ですが、採点するときは、我々の目に触れることになるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

確かに、おっしゃるとおりのところがございますので、我々で任意事業としてこういった提案がありますとお示ししてしまうと、配点の部分に影響が出てしまうということがあるかもしれませんので、委員の皆様には提示しないということもあり得ると思います。そういったことについても、実際の審査は来年の今頃の時期になるかと思いますが、それまでに議論させていただければと思います。

●大泉委員

任意事業は評価しないといっても、最初に任意事業の提案内容を見てしまった場合、もしかしたらそれが後の採点に影響を与えることもあるかもしれません。良いイメージを持って採点したり、若しくは、どうせ採点されないからと言って任意事業を提案してこない企業については、あまり良い評価はしなくなったりするということもあり得るので、心配だと思ったものですから、質問させていただきました。

●水道経営課 田代課長

審査上の運用になるかと思っておりますので、冒頭にあった今西副委員長の御意見等も踏まえまして、皆様と御議論させていただきながら、来年の審査までに詰めていきたいと思っております。

●増田委員長

それでは、事務局に進行を戻します。

●行政経営推進課 佐藤課長

長時間にわたる御審議大変ありがとうございました。利害関係の申出書など、修正箇所はございますが、事務局で責任を持って修正をさせていただきたいと考えております。

それから、特定事業の選定については、3月10日に委員会から県に対し、増田委員長から答申を行っていただきます。

次回の委員会でございますが、令和2年5月下旬頃に、第一次審査の結果報告等を行う委員会を開催したいと考えてございます。今月中に担当から皆様の御都合をお伺いさせていただきますので、引き続き御協力をお願いしたいと思います。事務局からは以上でございます。

【3 閉会】

●司会（行政経営推進課 旗野班長）

以上をもちまして、令和元年度第6回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を終了いたします。長時間にわたりまして、御審議いただきありがとうございました。